

住宅手当支給規程

(目 的)

第1条 本規程は、賃金規程第25条の規定に基づき正職員に対して支給する住宅手当について定める。

(資格要件)

第2条 住宅手当は、年収500万未満の従業者で、借家に居住する世帯主であり、かつ会社施設（借上社宅、寮等）に居住していないものに対して支給する。

(支給額)

第3条 住宅手当の支給月額はおりのとおりとする。

- (1) 住居の所在地が東京23区内にある者 20,000円

(定 義)

第4条 用語の定義については次のとおりとする。

- (1) 本規程で世帯主とは、自己名義の借家に居住するものをいう。
- (2) 年収については、申請年度の実績とする。

(資格喪失)

第5条 住宅手当の受給資格を喪失した場合には、直ちに別に定める「住宅手当資格喪失届」を提出しなければならない。

2 法人は、前項の届出を受理したときは、その事実が発生した日の翌月度から住宅手当の支給を停止する。

(不正・錯誤による受給)

第6条 住宅手当の支給が故意又は錯誤に基づく場合にはこれを取り消し、既に支給した分を返納させる。ただし、その場合の錯誤の原因が当該社員の悪意に基づく場合には、その社員に対する住宅手当の支給を一定期間停止することがある。

付 則

(実施期日)

本規程は、令和6年3月1日より実施する。